

規制改革会議ヒアリング資料

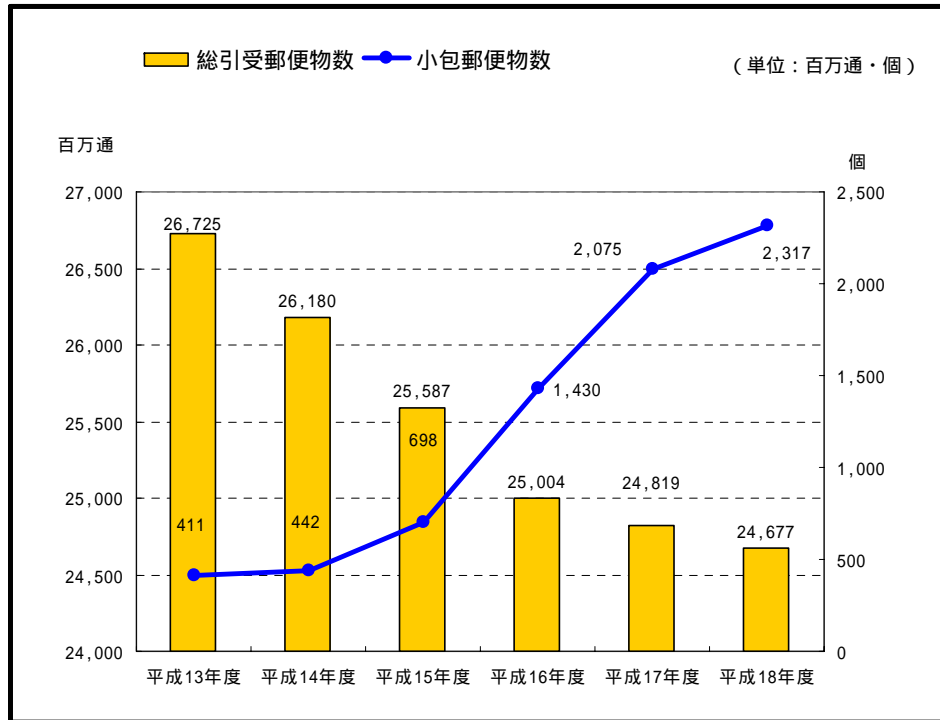
郵便事業の現状について

平成19年9月5日

総務省郵政行政局

郵便事業の現状

1 郵便物数の推移



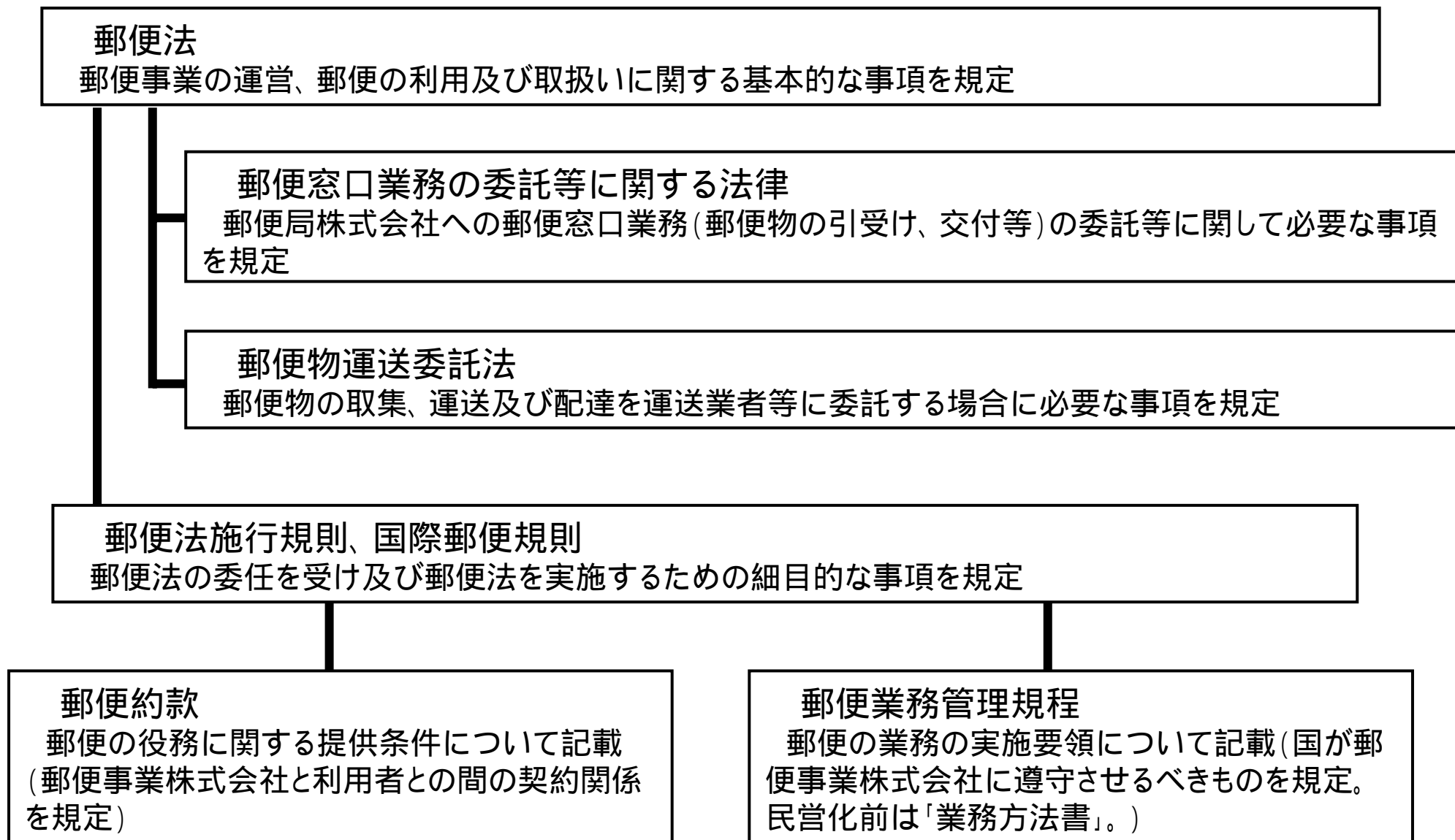
2 郵便の種類別収支(平成18年度)

(単位：億円)

種類別	営業収益	営業費用	営業利益
通常郵便物	14,246	13,987	259
第一種 (封書等)	7,764	7,097	667
第二種 (はがき等)	4,236	3,996	240
第三種 (定期刊行物)	237	443	206
第四種 (点字等)	11	29	18
特殊取扱	1,998	2,422	424
小包郵便物	3,239	3,221	18
国際郵便	817	728	89
計	18,302	17,935	366

(注) 郵便法(郵政民営化前)に基づく郵便の業務を対象としている。

郵便事業に関する主な法令上の仕組み（民営化後）



[注] 上記のほか、郵便事業株式会社の業務等について規定した郵便事業株式会社法及び同法施行規則等がある。また、国際郵便については、万国郵便条約及びその施行規則等を郵便法により国内へ適用。

郵便制度の概要（民営化後）

(1) 郵便とは

- 郵便とは、郵便法に基づき郵便事業株式会社が行う信書及びその他の一定の物（大きさ等の制限の範囲内の物）の送達の業務。
- 郵便事業は、郵便事業株式会社の独占（ただし、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく許可を受けた信書便事業者は、信書の送達が可能）。

(2) サービス内容

サービス提供の原則

あまねく公平
なるべく安い料金
検閲の禁止、秘密の確保等

} ユニバーサルサービス

基本サービス

内国郵便

- 第一種郵便物（封書等）
- 第二種郵便物（はがき等）
- 第三種郵便物（定期刊行物）
- 第四種郵便物（盲人用点字等）

} 料金は事前届出制
} 料金は認可制

大きさ等の制限あり

国際郵便
(通常、小包、EMS)

付加価値サービス

基本サービスに付加価値を伴う特殊取扱
書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、
特別送達、その他

内容証明及び特別送達については郵便認証司による認証を行う。

(3) サービス水準

集配頻度

引受け
・ポスト 週7日
・窓口 週5日～7日

ポストは各市町村内及び特別区内に満遍なく設置
郵便窓口業務は原則として郵便局株式会社に委託

配達
週6日 1日1回（原則）

速度

国内全域 原則として翌日～翌々日

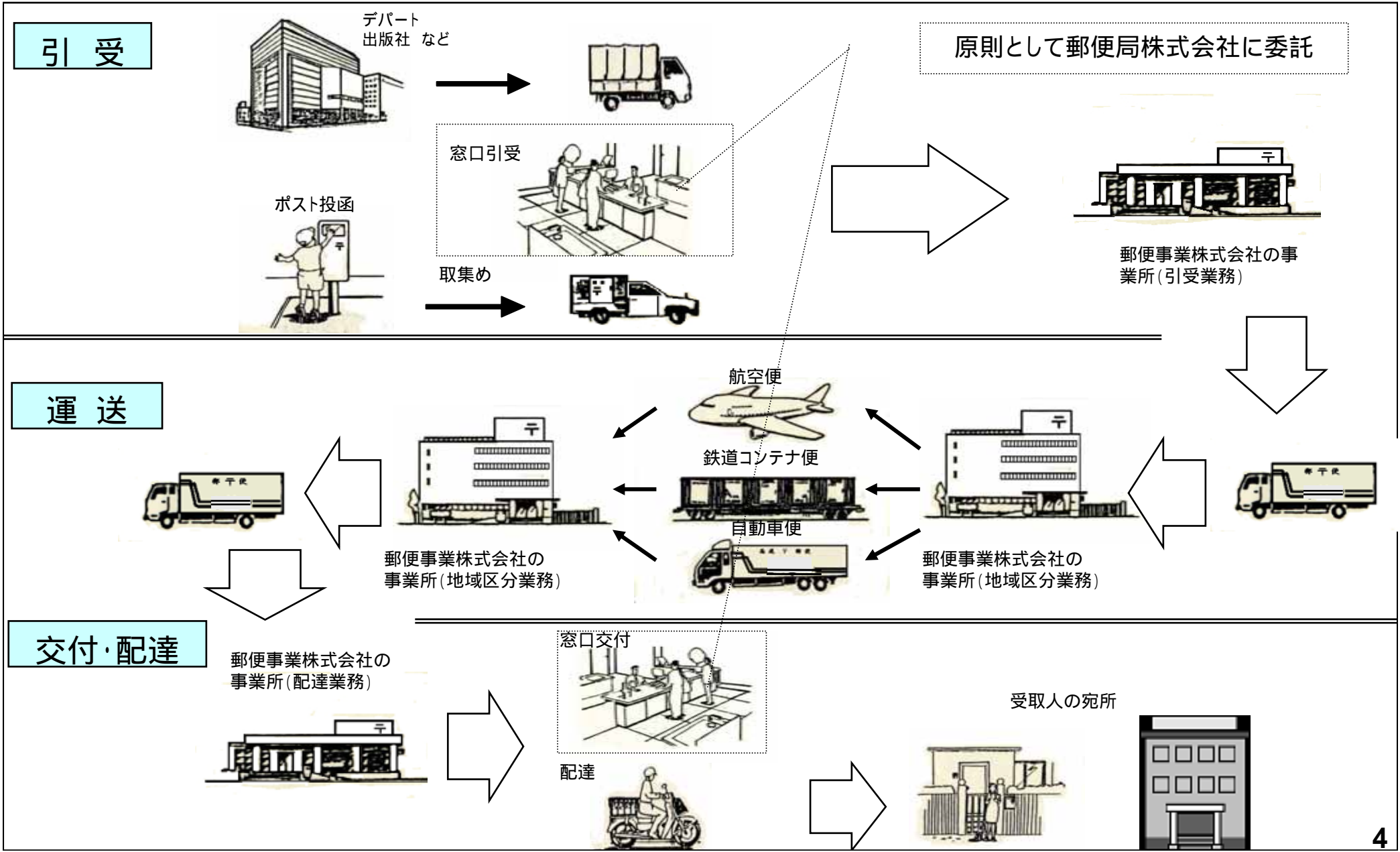
配達地域

原則として全国あまねく戸別配達

料金

内国郵便については原則として全国均一

郵便物の流れ(民営化後)



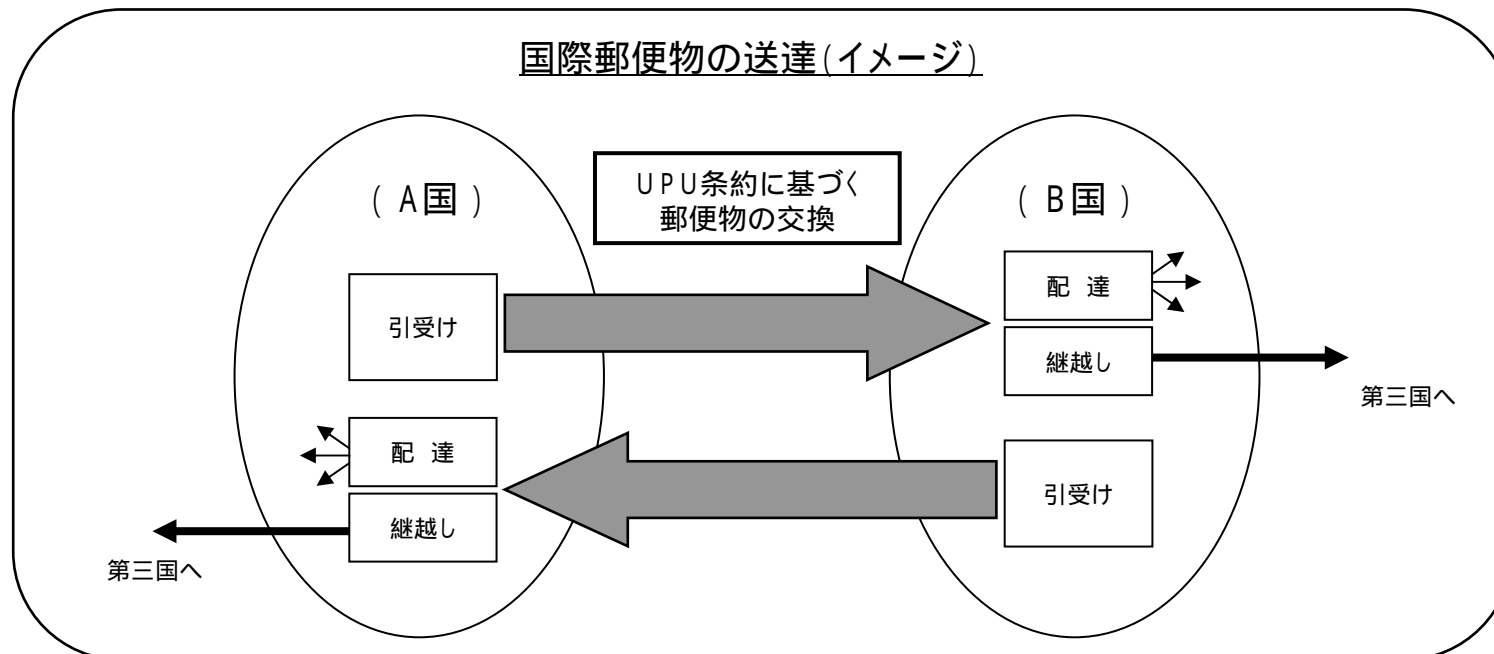
国際郵便について

国際郵便とは

- 国際郵便は、万国郵便連合 (UPU) 条約()に基づき、国際間で交換。
UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することにより、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供。
- UPU条約において加盟国が郵便のユニバーサルサービスを確保すること、及びその範囲について各国判断にゆだねることを規定。

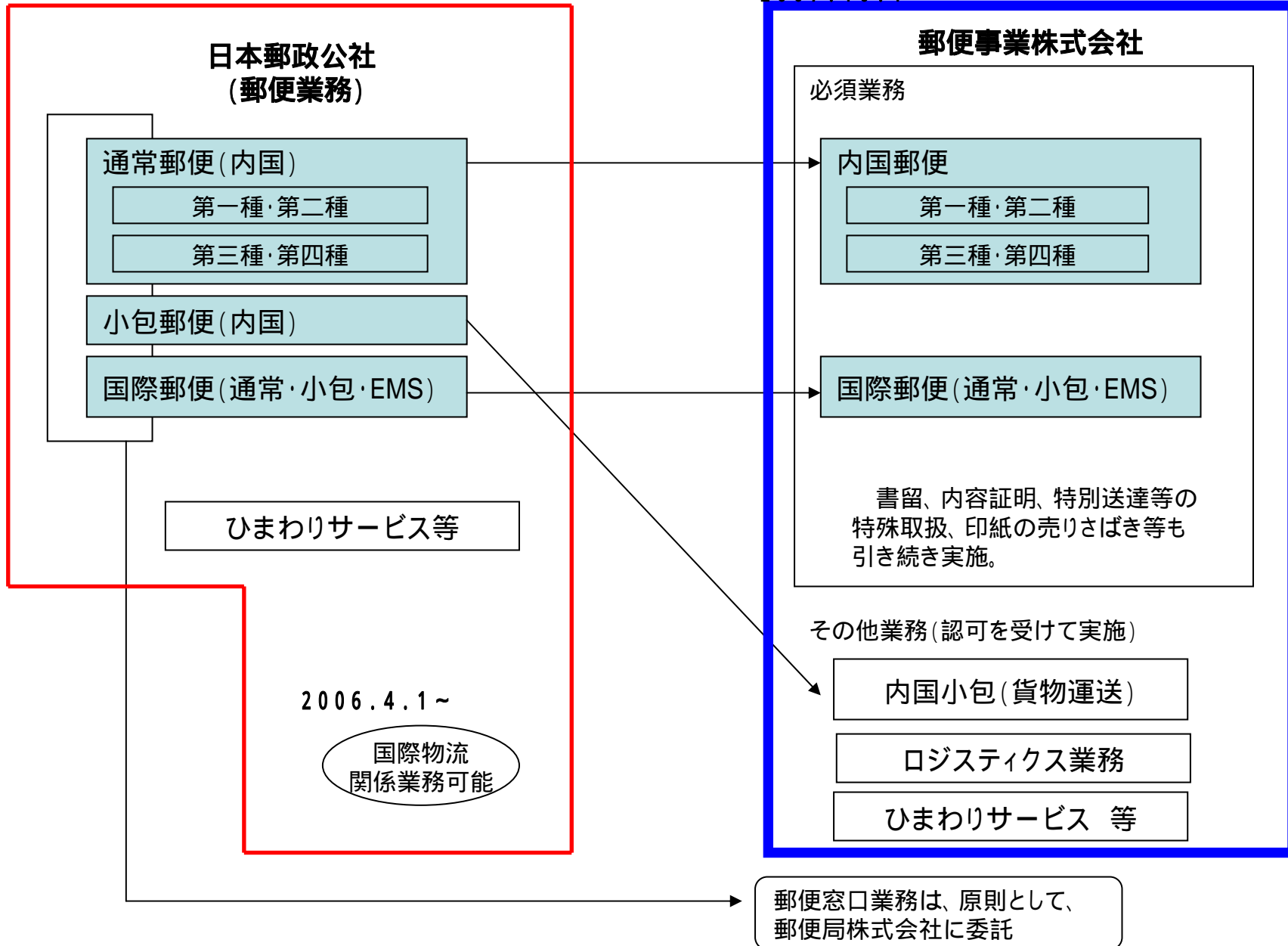
UPUは、郵便業務の効率的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という目的の達成に貢献するために、1874年(明治7年)に設立された国連の専門機関(加盟:191ヵ国・地域)。我が国は1877年(明治10年)に加盟。

UPU条約とは、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及びその施行規則を総称する。



民営化に伴う郵便事業運営形態の変化

2007.10.1~

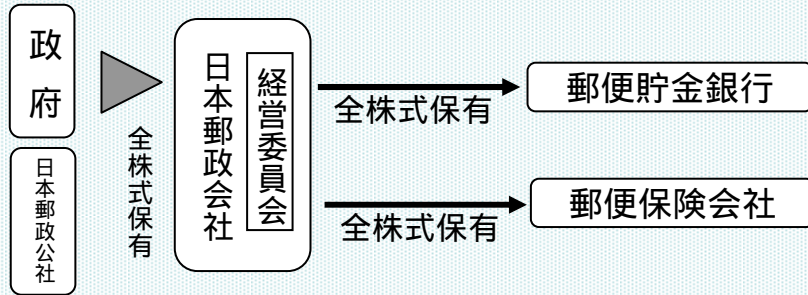


【参考】郵政民営化のプロセス

民営化までの3つのステップ

準備期

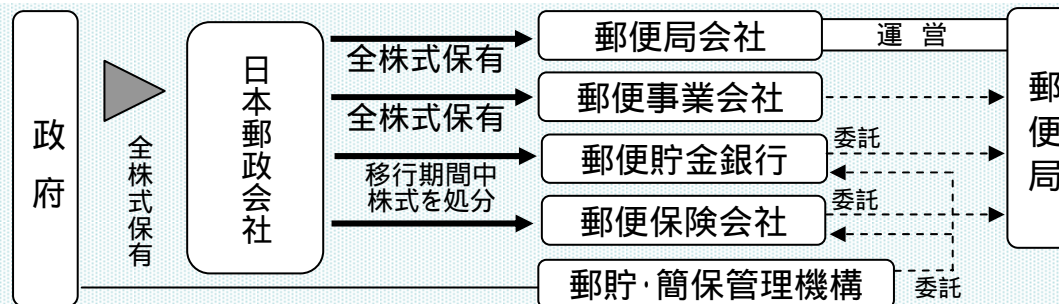
ステップ1 郵政民営化法の公布(平成17年(2005年)10月)



平成18年1月に、将来の持株会社である準備企画会社 = 「日本郵政会社」を設立。
平成18年9月に、平成19年10月以降に銀行業務、保険業務をそれぞれ開始することとなる「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」を設立。

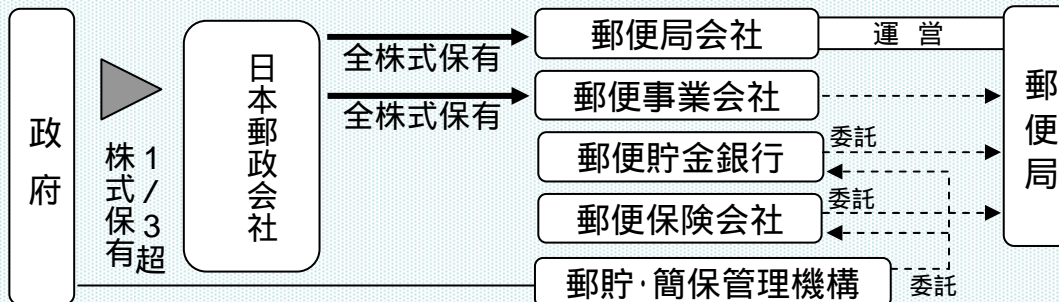
移行期

ステップ2 民営化(平成19年(2007年)10月)



「郵便局会社」「郵便事業会社」を設立、「郵便貯金銀行」に銀行業の免許、「郵便保険会社」に生命保険業の免許を付与、民営化前の貯金・保険契約を承継する「郵貯・簡保管理機構」を設立。
移行期間は、経営が順調にいくよう経営の自由度を拡大する一方で、民業圧迫にならないよう、バランスをうまくとって段階的に国の関与を低減しつつ制限を緩和。

ステップ3 最終的な民営化の実現(平成29年(2017年)10月まで)



日本郵政会社がもつ金融2社「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」の株式は全て処分。

郵便局会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の契約に基づき、郵便局での金融サービスが提供